

令和6年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和6年9月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年9月17日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和6年9月17日			午前10時38分
応招 (不応招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	4番	魚 住 憲 一		10番	前 田 文	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	山 本 美 和	
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課	山 村 忍	
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課	西 史 子		建 設 課	那 須 研 太 郎	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農 林 整 備 課	山 下 義 博	
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課	西 輝 樹	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第20号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第21号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第22号	多良木町有林林地分収林変更契約の締結について
議案第23号	多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第24号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第25号	多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第26号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第27号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第28号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第29号	令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第30号	令和5年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第31号	令和5年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第32号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第33号	令和5年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第34号	令和5年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第35号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第36号	令和5年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第37号	令和5年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。
全員出席ですので、会議は成立いたしております。
これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 20 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、議案第 20 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 21 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、議案第 21 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 22 号」 多良木町有林林地分収林変更契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 22 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号「多良木町有林林地分収林変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 23 号」 多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、議案第 23 号「多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号「多良木町都市農山村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第24号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第5、議案第24号「多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

したがって、議案第24号「多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第25号」 多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第6、議案第25号「多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「多良木町国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第26号」 令和6年度多良木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第7、議案第26号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治議員）

2点伺いたいんですが、まず、37ページになります。

款の6、農林水産業費、目3、農業振興費、節18、負担金補助及び交付金、ここにですね、葉たばこコーティング種子導入支援事業補助、55万2,000円が計上されておりますが、まず、この支援事業補助の目的と事業の内容について、まずお伺いをいたします。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

はい、今ご質問がありました件についてでございますが、今回はたばこコーティング種子導入支援補助、事業補助でございますが、たばこの種子は0.5ミリとても小さいものでございます。約1万2,000粒ほどで1グラムになるほどだそうです。播種した際に育苗箱のどこに播種したか分かりづらく、播種にムラが生じ、苗の育成が悪くなるそうです。

また、定植前に苗をポットに仮植する際も現状では、苗間が均等でないため、時間と労力を要しており、加えて、耕作者が高齢化しているため、育苗に対する負担が年々増加している状況だと聞いております。

そこで今回コーティング種子を導入することで、種子を均等に蒔くことができ、ムラをなくし適正に育苗することができるため、播種、育苗に要する時間及び労力が低減でき、高齢化する耕作者の負担低減にもつながり、産地維持にも効果的であるため、今回試験的にコーティングする予算の補正を行わせていただいているものでございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

それでこの事業の対象、これは何戸になるのか、あるいはこれは単年度事業なのか、あるいは必要に応じてこの事業が展開されるのかどうか、その点について伺います。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

はい、今、ご質問がありました、対象農家でございます、35戸でございます。

今後につきましては、まずは今回試験的にとということでございますので、今年度をコーティングしまして、播種の状況等を確認させていただきながら、後は検討させていただければというふうに考えております。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

はい、二つ目です。

次のページ、38ページになります。

款の9、消防費、目3の消防施設費、節12の委託料です。

防火水槽点検業務委託料に63万6,000円が計上されておりますが、まず、業務の委託先と点検業務の内容についてまず伺います。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それではお答えいたします。

まずは業務の内容でございますが、多良木8区の1の横馬場集落センターの横を走っております、町道がございまして、そちらの車道敷地内に防火水槽が埋設されております。道路敷地内というこ

とですので、車両が通ったりします。

そういった耐荷重の調査点検をする業務でございます。

委託先につきましては、今後、予算が通り次第、また、選定したいと考えております。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

そこです、今回補正予算で計上された理由、その辺の事情について伺いたいと思うんですが、たしか当初予算には見当たらなかったように思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

はい、こちらにつきましては、多良木中学校ですとか、支援学校の工事が近くであったところでございます。

そういったところで大型の車両等が結構通行しておりましたので、今後の安全性と、考えたところで、今回調査をさせていただきたいと考えております。以上です。

○6番（久保田 武治君）

終わります。

○議長（宇佐信行議員）

久保田議員、終わりですね。

はい、分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

9番、落合議員。

○9番（落合健治君）

1点だけちょっと質問させていただきます。

36ページですね。

児童支援費、負担金、節の負担金補助及び交付金で、補助金で子ども食堂の運営支援事業補助というのが15万円出ております。

まずは、子ども食堂が一体どういうものなのかその定義ですかね、それをちょっと教えていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

子ども食堂につきましては、家庭で食事の提供ができないご家庭とか、またひとり親の世帯とか、支援が必要な家庭のですね、食事を提供する場を子ども、子ども食堂と申します。

○議長（宇佐信行議員）

9番、落合議員。

○9番（落合健治君）

子ども食堂の定義分かりました。

これは補助金のほうで申請されていますが、多良木町に今いったい子ども食堂自体運営されているところが何件あって、これから先まだ補助の対象になる方がまた申請されれば、補助金の枠は上がっていくんでしょうか、検討されてるんでしょうか。お願いします。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

現在、多良木町におきまして子ども食堂の提供されている団体につきましては、1団体となっております。

これからですね、また子ども食堂される団体が増えてくればですね、そこに対しては補助は、補正予算等で対応させていただきたいと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

9番、落合議員。

○福祉課長（新堀英治君）

今補助金が多良木町に1件だと言われたんですが、子ども食堂ほかにも運営されてる方は多分いらっしゃると思いますので、町のほうからのPRですかね、こういうのがありますというPRはこれから先なされるのでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

私どもが把握しておりました子ども食堂が1か所ということで、ほかにもあるということがございますので、今回、補助、補助金を交付するにあたっては、町のほうに、住民の方のほうに周知したいと思っております。

○9番（落合健治君）

終わります。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第27号」 令和6年度多良木町国民健康保険特別会計 （事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第8、議案第27号「令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号「令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 28 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 9、議案第 28 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 「議案第 29 号」 令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 10、議案第 29 号「令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号「令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 30 号」 令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分
及び決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 11、議案第 30 号「令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号「令和 5 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 31 号」 令和 5 年度多良木町一般会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 12、議案第 31 号「令和 5 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番久保田議員。

○6 番（久保田 武治君）

ちょっと 2 点、伺いたいと思うんですが、まずですね、42 ページの款の 2、総務費、目 1、一般管理費、節 9 の交際費です。

これが予算現額 60 万円に対して、支出額が 32 万 3,983 円で、不用額が 27 万 6,017 円となっております。

令和 4 年度決算を見ますと、60 万に対して支出額が約 26 万円で、不用額が約 34 万円。

令和 3 年度決算で見ますと、60 万に対して支出額が約 15 万円で、不用額が約 45 万円というふうになっておりまして、この間ですね、半分以上が不用額ということで、この間推移してるわけですが、コロナ関係で、大きなイベント、あるいはそういう事業そのものが縮小するっていう事情もありましたし、それから対外的なですね、そういう出張も含めて、このようなことが恐らくあって、この実績になってると思うんですが、ただ、予算編成上、基本的にはやっぱり実績に基づいて、それと必要額に応じて、計上されてきてると思うんですが、毎年、この間 60 万円が計上されてきたその理由について、例えば一月 5 万円の 12 か月で 60 万円というふうな、そういう根拠になってるのか、その辺のこともあわせて伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい、東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

議員申されたとおり、徐々にではございますが、交際費の額が上がってきておるところでございますが、その理由につきましても、コロナあたりが空けてきまして、いろいろな交際費関係ですね、支出も増えておるところでございます。

なお当初予算の組み方でございますが、その点につきましては、例年どおりというふうな感じで、特に深い意味はございませんが、例年、当初予算比較をいたしまして計上しておるところでございます。以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

今町長も手が挙がっていますんで、町長に伺いたいと思ったんですが、私自身は公債費をね、否定する立場でもありませんし、当然、必要なものについてはきちっと支出をするということだと思っておりますが、その点も含めて、町長がどういうふうにお考えになっているのか、その点を伺います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

はい、急な支出が〇〇さんのところが火災になって10万円出したというのが、最近の交際費の決裁を見たときにですね、そういうのがあったので、それはたしか10万円はそこだと思えます。

それ、細かいところはですね、毎月ホームページに載せているのご覧になってると思いますが、細かいところは、いろんな、そういう使い方をしてるんですけど、例えば、地元の酒屋さんからまとめて交際費として、酒を何本とかですね、そういう使い方をしてます。

かつては2代くらい前の町村長の方、300万の領収証なしのという時代もあったみたいですけども、多良木町が今60万で、お隣の湯前町は120万、180万円ぐらいだったと思います。これは金額の大小ではないんですが、きちっと使っておりますので、できれば議員のほうにですね、お願いしたいんですが、ホームページを見ていただいて、本当は総務課長に確認をしてどういうものを使ったということをこの場で言わなくちゃいけないんでしょうけれども、不正な使い方は一切しておりませんので、ぜひ、ご覧になっていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

適切な支出かどうかっていうね、その辺は当然町民から評価をされる内容ですよ。

どっかの知事みたいにお土産を強要されてですね、どんどんそのお土産に出すということはないと思いますが、いずれにしてもやはり適切にその辺の使い方の問題も含めて、ぜひご検討いただきたいということを申し上げて、二つ目に行きます。

次はですね88ページになります。

農林水産業費、目の7、畜産業費、節18、負担金補助及び交付金、これがですね、予算現額346万7,000円に対して、支出額が206万3,520円で、不用額が予算の4割になっています。140万3,480円が不用額になってます。

実績によるものと思うんですが、どのような理由、事情によるものか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

今、議員のご質問がありました不用額でございますが、こちらの酪農ヘルパー、肥育、優良肥育素牛導入運搬ヘルパー、優良繁殖牛導入の補助金の予算残が主なものでございます。

理由事情といたしましては、どの補助金事業も3月のセリ市までは実績が固まらないためでございます。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

もちろん該当する農家あたりがですね、手を挙げられなかったとか、あるいはいろんな事情でということもあると思うんですが、実はですね、4年度の決算でもですね、この事業については、563万6,000円に対して、支出額が234万8,975円、不用額が42%だったんですね。

それで昨年も私、この場で課長に伺いました。

適切、そして、要求に応じて予算編成をいたしますということでしたんですが、40%からの不用額がですね、連続して出るっていうのは、補助事業の内容や予算の組み方に問題があるのではないのか。

あるいはこの不用の予算を、例えば畜産関係、あるいは園芸関係で、飼料高騰、原油高騰関係で困っておられるところに、こういう形での交付できないのかどうなのか、そういう有効的なですね、使用方法も含めて、この点についての予算の編成上の問題がないのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住雅彦君）

補助事業の内容や予算の組み方につきましてでございますが、それぞれの補助金事業の対象者が当初ではどれぐらいあるのか分かりませんので、こちらにつきまして、できるだけ畜産農家の方々が買われる際に、補助等をしていくものでございますので問題はないかと思っております。

ただ、今午の値段等も安い、安くなっておりますので、そういったところでの買い控えとかも発生しているような状況があるのではないかというふうには思っております。

また予算の組替えなどがございますが、対象農家が大変多くございますので、今回の予算残、をそちらのほうに組替えたといたしましても、到底足りないものだと考えます。

そちらにつきましては、国県などの財源を探しながら目的に沿った補助事業を考えさせていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

今の説明で納得できる部分もありますし、えっ思う部分もありますが、いずれにしましてもね、適切な支出、経営にですね、十分、配慮いただきたい、そのことを申し上げて私の質疑終わります。

○議長（宇佐信行議員）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「令和5年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 32 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 14 「議案第 33 号」 令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計
（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 14、議案第 33 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号「令和 5 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 15 「議案第 34 号」 令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 15、議案第 34 号「令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号「令和 5 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 16 「議案第 35 号」 令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 16、議案第 35 号「令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号「令和 5 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第 17 「議案第 36 号」 令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 36 号「令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号「令和 5 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

**日程第 18 「議案第 37 号」 令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 18、議案第 37 号「令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号「令和 5 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

（午前 10 時 38 分散会）